労 審 発 第 9 4 2 号 平成 29 年 9 月 15 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

労働政策審議会 会長 樋 口 美



平成29年9月8日付け厚生労働省発基0908第6号をもって労働政策審議会に諮問のあった「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙1「記」、別紙2「記」、別紙3「記」及び別紙4「記」のとおり。

平成 29 年 9 月 15 日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

> 労働条件分科会 分科会長 荒木 尚志

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について

平成29年9月8日付け厚生労働省発基0908第6号をもって労働政策審議会 に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

- 1 厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める。
- 2 労働者代表委員から、法案要綱全体については、過労死・過労自殺ゼロの 実現はもとより長時間労働の是正に向けた罰則付き時間外労働の上限規制の 導入という労働基準法 70 年の歴史の中での大改革をはじめ、中小企業が適用 猶予された月 60 時間超に対する時間外労働の割増賃金率の引上げ、年次有給 休暇について年間 5 日の時季指定義務を使用者に課すこと等、評価すべき内 容が多く盛り込まれている一方、要綱第一の五の企画業務型裁量労働制の対 象業務の拡大及び要綱第一の六の特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設については、当分科会で指摘してきた懸念点 について、労働者の健康確保の重要性に関する公労使三者の共通認識の下、 対象業務の範囲の明確化、健康確保措置の強化といった修正がなされたが、 長時間労働を助長するおそれがなお払拭されておらず、実施すべきではない との考え方に変わりはない、との意見があった。

平成 29 年 9 月 14 日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会 分科会長 土橋 律

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について

平成29年9月8日付け厚生労働省発基0908第6号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める。

平成 29 年 9 月 14 日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

職業安定分科会 分科会長 阿部 正浩

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について

平成29年9月8日付け厚生労働省発基0908第6号をもって労働政策審議会 に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める。 なお、同一労働同一賃金部会の所管部分については、別紙「記」のとおり。

平成29年9月14日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

> 雇用環境・均等分科会 分科会長 奥宮 京子

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について

平成29年9月8日付け厚生労働省発基0908第6号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める。なお、同一労働同一賃金部会の所管部分については、別紙「記」のとおり。

平成 29 年 9 月 12 日

労働政策審議会 職業安定分科会 分科会長 阿部 正浩 殿 労働政策審議会 雇用環境・均等分科会 分科会長 奥宮 京子 殿

> 職業安定分科会 同一労働同一賃金部会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会 部会長 守島 基博

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について

平成29年9月8日付け厚生労働省発基0908第6号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、当部会所管関係については、別添のとおりとして、おおむ ね妥当と認める。

第 五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱 派遣労働者

の保護等に関する法律の一

部改正

待遇 に関す 、る情報 の)提供等

1 労働 者 派 遣の)役務 の提供を受けようとする者は、 第二十六条第一項の規定により労働者 派遣契約 を

締結するに当たっては、 あらかじ め、 派遣 元事業主に 対 厚生労働省令で定めるところに より、 当

該労働 者 派 遣 に係る派遣労働者が 従 事する業務ごとに、 比較対 象労働 者 の 賃 金その 他 の 待遇 に関 する

情 報 そ の 他 の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない ものとすること。

2 1 の 比比 較対象労働者」 とは、 当該労働者派遣の役務 の提供を受けようとする者に雇用される通常

の 労働者であって、 業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度 (以下「職務の内容」という。 並

び

に当該職 務の内容及び配置の変更の範囲が、 当該労働者派遣に係る派遣労働者と同一であると見込ま

れ るも のそ の 他の当該派遣労働者と待遇を比較すべ き労働者として厚生労働省令で定めるも のを いう

ф のとすること。

3 派遣元事業主は、 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から1による情報の提供が ない とき

は、 当該者との間で、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務に係る労働者派遣契約を締結

してはならないものとすること。

4 派遣先は、 1の情報に変更があったときは、 遅滞なく、 厚生労働省令で定めるところにより、 派遣

元事業主に対し、 当該変更の内容に関する情報を提供しなければならないものとすること。

5 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者及び派遣先は、 当該労働者 派遣に関する料 金の額 に つ

11 て、 派遣 元事 業主が二の 1及び2 (一の3の協定に係る労働者派遣にあっては、 <u>ニ</u>の 3 (二) から (五)

までに係る部分に限る。 を遵守することができるものとなるように配慮しなければならない ŧ 0

とすること。

一 不合理な待遇の禁止等

1 派遣元事業主は、 その雇用する派遣労働者の基本給、 賞与その他の待遇のそれぞれについて、 当該

待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間において、 当該派遣労働者及び通常 0

労働者 の職務の内容、 当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他 の事情のうち、 当該待遇の性質及

び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設け

てはならないものとすること。

2 当該通常 と見込ま での全期間に が終了するまでの全期間において、 該労働者派遣契約及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、 派遣元事業主は、 れるもの の労働者 おける当該通常の労働者の に の待遇に比して不利なものとしてはならないものとすること。 うい 職務の内容が派遣先に雇用される通常の労働者と同一の派遣労働者であって、 、ては、 正当 な理 その職務の内容及び配置が当該派遣先との雇 職 由 務 が なく、 の内 一容及び配置 基本給、 賞与 の変更の そ Ō 他の 範囲と同 当該派遣先における派遣就業)待遇 の .の 用関係が終了するま それぞれについて、 範 囲で 変更される

3 八 場合においてはその労働組合、 つい 半数を代表する者との書面による協定により、 ついては適用しないものとすること。 の 派遣元事業主は、 て、 2 の 次に掲げる事項を定めたときは、 福利厚生施設その他の厚生労働省令で定めるものに係るものを除く。 厚生労働省令で定めるところにより、 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過 ただし、二、四若しくは五に掲げる事項であって当該協定で定 1及び2は、一に掲げる範囲に属する派遣労働 その雇用する派遣労働者の待遇 労働者の過半数で組織する労働組合がある 3にお (八の 1 の いて同じ。)に 者の待遇 教育訓 に

めたものを遵守していない場合又は三に関して当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない

場合は、この限りでないものとすること。

- その 待遇が当該協定で定めるところによることとされる派遣労働者の
- 一に掲げる範囲に属する派遣労働者の賃金の決定の方法 (イ及び ロ (通勤手当その他 の厚生労働

範囲

省令で定めるものにあっては、イ)に該当するものに限る。

イ 派遣労働 者 の 従事する業務と同 種 の業務に従事する一 般 の労働者の平均的な賃金の額として厚

生労働省令で定めるものと同等以上の賃金 の 額となるものであること。

派遣労働者 の 職 務の 內容、 職 務 3の成果、 意欲、 能力又は経験等の向上があった場合に賃金が改

善されるものであること。

口

(三) \mathcal{O})成果、 派遣元事業主は、二の賃金の決定の方法により賃金を決定するに当たっては、 意欲、 能力又は経験等を公正に評価し、 その賃金を決定すること。 職務の内容、 職務

(四) 一に掲げる範囲に属する派遣労働者の待遇 (賃金を除く。 四において同じ。) の決定の方法 (派

遣労働者の待遇のそれぞれについて、 当該待遇に対応する派遣元事業主に雇用される通常 の労働者

(派遣労働者を除く。)の待遇との間において、 当該派遣労働者及び通常の労働者の職務の内容、

当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、 当該待遇の性質及び当該待遇を行う目

的に照らして適切と認められるものを考慮して、 不合理と認められる相違が生じることとならない

ものに限る。)

(五) 派遣 元事業主は、 一に掲げる範囲に属する派遣労働者に対して第三十条の二第一 項の規定に基づ

く教育訓練を実施すること。

六 一から五までに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事)

3の協定を締結した派遣元事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該協定をその雇用す

項

4

る労働者に周知しなければならないものとすること。

三 職務の内容等を勘案した賃金の決定

派 遣元事業主は、 派遣先に雇用される通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する派遣労働者

2 の 派遣労働者及び二の3の協定で定めるところによる待遇とされる派遣労働者 (以 下 「協定対

象派遣労働者」という。) を除く。 の職務の内容、 職務の成果、 意欲、 能力又は経験等を勘案し、 そ

の賃金(通勤手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。)を決定するように努めなければならな

いものとすること。

四 就業規則の作成の手続

派遣元事業主は、 派遣労働者に係る事項について就業規則を作成し、 又は変更しようとするときは、

あらかじめ、 当該事業所において雇用する派遣労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴

くように努めなければならないものとすること。

五 待遇に関する事項等の説明

1 派遣元事業主は、 労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、 あらかじめ、 当該労働者

に対し、 文書の交付その他厚生労働省令で定める方法(2において「文書の交付等」という。)によ

り、一に掲げる事項を明示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、二に掲げる措置 の内

容を説明しなければならないものとすること。

労働条件に関する事項のうち、 労働基準法第十五条第 項に規定する厚生労働省令で定める事項

以外のものであって厚生労働省令で定めるもの

- (二) 項に規定する厚生労働省令で定める事項及び一に掲げる事項を除く。)に関し講ずることとしてい 二の1から3まで及び三により措置を講ずべきこととされている事項(労働基準法第十五条第一
- 2 じめ、 ともに、 派遣元事業主は、 る措置の内容 当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、二に掲げる措置の内容を説明しなければならない 労働者派遣 (二の3の協定に係るものを除く。) をしようとするときは、 文書の交付等により、 ()に掲げる事項を明示すると あらか
- 労働省令で定めるものを除く。) 労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び1の一に掲げる事項 (厚生

(二)

1の二に掲げる措置の内容

3 措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項を説明しなければ 派遣労働者と一の2の比較対象労働者との間 派遣元事業主は、 その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、 の待遇の 相違の内容及び 理由並びに二から四 当該派遣労働者に対し、 までにより 当該

ならないものとすること。

4 派遣元事業主は、 派遣労働者が3による求めをしたことを理由として、 当該派遣労働者に対して解

雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

六 派遣先への通知

派遣 元事業主が労働者派遣をするときに派遣先に通知 しなければならない事項に、 当該労働者派遣に

係る派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否か の別を追加すること。

七 派遣元管理台帳

派遣元管理台帳に記載し なければならない事項に、 協定対象派遣労働者であるか否かの別を追加する

こと。

八 適正な派遣就業の確保等

1 派遣先は、 その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、 当該派遣労働者を雇用する派遣元

事 業主 からの求めに応じ、 当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事するその雇用する労働

者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、 当該派遣労働者が当該

実施 業務に必要な能力を習得することができるようにするため、 能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、 する等必要な措置を講じ なけれ ばならないものとすること。 当該派遣労働者が既に当該業務に必要な 当該派遣労働者に対しても、 これを

- 2 させ 務 派 の る派 円 遣先は、 滑 遺労働者に対しても、 な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるも 当該 派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって、 利用の 機会を与えなけ れば な 5 の ない については、 ものとすること。 その 指 揮 命 令 の 下 E 労働 業
- 3 に配 厚生労働省令で定める福利厚生施設を除く。 の せる派遣労働者について、)維持、 第四十条第 慮しなければならないものとすること。 診療所等の施設であって現に当該派遣先 項に定めるも 当該 ゟ 派遣就業が適正か 並びに1及び 2 の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるよう の に雇用される労働者が通常利用しているも ₺ つ円滑に行われるようにするため、 の の ほ か、 派遣 先 は、 その 指揮命令 適切な就業環境 の下に Ō 労働さ $\widehat{2}$ **の**
- 4 られるようにするため、 派 遣先は、 第三十条の二の規定による措置並 派遣元事業主の求めに応じ、 び に二の 当該派遣先に雇用される労働者に関する情 1から3まで及び五 の 3 の 措置が 適 初に · 講 じ

当該派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報であって当該措置に必要なものを提供する等必要な

協力をするように配慮しなければならないものとすること。

九 派遣先管理台帳

派遣先管理台帳に記載しなければならない事項に、 協定対象派遣労働者であるか否かの別を追加する

こと。

十 紛争の解決

1 苦情の自主的解決

派遣元事業主は、 二及び五に関し、 派遣労働者から苦情の申出を受けたとき、 又は派遣労働者が

派遣先に対して申し出た苦情の内容が当該派遣先から通知されたときは、その自主的な解決を図る

ように努めなければならないものとすること。

(_) を図るように努めなければならないものとすること。 派遣先は、八の1及び2に関し、 派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、 その自主的な解決

2 紛争の解決の促進に関する特例

働者と派遣先との間 及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、 二及び五についての派遣労働者と派遣元事業主との間の紛争並びに八の1及び2についての派遣労 の紛争については、 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第四条、 3及び4によるものとすること。 第五条

- 3 紛争の解決の援助
- 助 る ものとすること。 を求められた場合には、 都道 府県 労働 局長は、 2の紛争に関し、 当該紛争の当事 者に対し、 当該紛争の当事者の双方又は一 必要な助言、 指導又は勧告をすることができ 方からその解決につき援
- (二) に対して不利益な取扱いをしてはならないものとすること。 派遣元事業主及び派遣先は、 派遣労働者が一の援助を求めたことを理由として、 当該派遣労働者
- 4 調停
- (-)促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとすること。 つ た場合において当該紛争の解決 都道府県労働局長は、 2の紛争について、 のために必要があると認めるときは、 当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があ 個 ||別労働| 関係紛争の解決の

- (_) 3の二は、派遣労働者が一の申請をした場合について準用するものとすること。
- (三) 一の調停の手続については、 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法

必要な読替えを行うものとすること。

律の規定を準用するものとするとともに、

十一 公表等

厚生労働大臣による勧告及び公表の対象に、 <u>ー</u>の 1若しくは4又は八の1若しくは2に違反している

れ 場合及びこれらに違反して第四十八条第一項の規定による指導又は助言を受けたにもかかわらずなおこ らに違反するおそれがあると認める場合を追加すること。

十二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正

題名

題名を 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改めること。

一定義

「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者 (当該事

1

業主に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業主に雇用される労働者にあっては、

厚生労働省令で定める場合を除き、 当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者) の — 週間

の所定労働時間に比し短い労働者をいうものとすること。

2 「有期雇 用労働者」 とは、 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいうものと

すること、

3 短短 一時 間 有期雇用労働者」 とは、 短時間労働者及び有期雇用労働者をいうものとすること。

三 基本的理念

短時間 ・有期雇用労働者及び短時間・有期雇用労働者になろうとする者は、 生活との調和を保ちつつ

その意欲及び能力に応じて就業することができる機会が確保され、 職業生活の充実が図られるように配

慮されるものとすること。

四 不合理な待遇の禁止

事業主は、 その雇用する短時間 ・有期雇用労働者の基本給、 賞与その他の待遇のそれぞれについて、

配 者 当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、 6 置 れるものを考慮して、 の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度 の変更の範 囲その他の事 不合理と認めら 情 のうち、 当該 れる相違を設けてはならないものとすること。 待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認め (以下 「職務の内容」という。)、 当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働 当該職務の内 . 容及び

五 通 常常 σ 労働者と同視 ずべ き短 時 間 有 期 雇 用労働者に 対する差別的 取 扱 ٧١ の 禁止

ま 内容及び る慣行そ 短 れるもの 事 業主 時 間 は、 配置が当該 の 有期 他 (六において 職 0) 雇用労働者であることを理由として、 事 務 情 0 通常 内 か 容が らみて、 の 「通常の労働者と同視すべき短時間 労働 通 常 当該 者 0) 労働 の職 事 ·業 者 務 主と と同 の内容及び配置 の 雇 \mathcal{O} 短 用 関 時 基本給、 間 係 の が 変更の範囲と同 終了するま 有 期 有期雇用労働者」という。)については 賞与その他の待遇のそれぞれについて、 雇 用 労働 で の 者であって、 全期 <u>ー</u>の 範囲で変更されると見込 間 に お 当該 ٧V て、 事 そ 業 0) 所 E 職 お 務 け 0

六 賃金

差別

的

『取扱い

をしてはならない

ものとすること。

事業主は、 通常の労働者との均衡を考慮しつつ、 その雇用する短時間 有期雇用労働者 (通常 の労働

者と同視すべき短時間・有期雇用労働者を除ぐ。七において同じ。) 能力又は経験等を勘案し、 その賃金 (通勤手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。) の職務の内容、 職務の成果、 意欲

七 福利厚生施設

するように努めるものとすること。

円滑 労働者に対しても、 事 業主 な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについ は、 通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって、 利用の機会を与えなければならないものとすること。 、ては、 その雇用する短時間 健康の保持又は業務の 有 期 用

八 事業主が講ずる措置の内容等の説明

- 1 及び第十三条の規定により措置を講ずべきこととされている事項 ٧١ する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。) て、 事業主は、 当該 短短 時時 短時間 間 有期雇用労働者に説明しなければならないものとすること。 有期雇用労働者を雇い入れたときは、 に関し講ずることとしてい 速やかに、四から七まで並びに第十一条 (労働基準法第十五条第一項に規定 くる措置 の内容につ
- 2 事業主は、 その 雇用する短時間 有期雇用労働者から求めがあったときは、 当該短時間 有 期 雇用

たって考慮した事項について、 労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに四から七まで並びに第六条、 第十一条及び第十三条の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当 当該短時間 有期雇用労働者に説明しなければならないものとするこ 第七条

ځ

3 事 業主は、 短時間 有期雇用労働者が2による求めをしたことを理由として、 当該短時間 有期雇

九 指針

用労働

者に対

して解

雇その他不利

益な取扱

11

をしてはならないものとすること。

事業主が 講ずべき雇用管理 の改善等に関する措置等 の適切かつ有効な実施を図るための指針 の対象に

加 「から八までによる措置並びに第六条、 第七条、 第十一条及び第十三条に定める措置を追加すること。

十 紛争の解決

この法律に規定する紛争の解決に関する規定の対象に、 四についての苦情及び紛争を追加すること。

十一 その他

1 四 カュ ら八までのもののほか、 この法律の規定の対象に有期雇用労働者を追加すること。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 労働契約法の一部改正

期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止に関する規定を削除すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 附則

一 施行期日

この法律は、平成三十一年四月一日から施行すること。

一 経過措置

1 中小事業主 (その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする

・業主については五千万円、 卸売業を主たる事業とする事業主については一億円) 以下である事業

及びその常時使用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、 卸

売業又はサー ては、平成三十二年三月三十一日までの間、 ビス業を主たる事業とする事業主については百人) 第七による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の 以下である事業主をいう。) につい

雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項、第三条、第三章第一節及び第四章(第二十七条を除く

の規定は、 適用しないものとすること。この場合において、第七による改正前の短時 間労働者

雇用管理の改善等に関する法律第二条、第三条、第三章第一節及び第四章(第二十七条を除く。)の

規定並びに第八による改正前の労働契約法第二十条の規定は、 なおその効力を有するものとすること。

2 1 のほ カ この法律の施行に関し、 必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律について所要の規

定の整備を行うこと。

三 検討規定

1. 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の規定について、その施行の状況等

を勘案しつつ検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの

とすること。